

介護付有料老人ホーム アムール新宮  
 有料老人ホーム兼特定施設入居者生活介護  
 重要事項説明書

記入年月日	令和02年07月01日
記入者名	瀧本真澄
所属・職名	施設長

1. 事業主体概要

種類	個人(法人)	
	※法人の場合、その種類	営利法人
名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃとーあこーぼれーしょん 株式会社トーアコーポレーション	
主たる事務所の所在地	〒671-1545 兵庫県揖保郡太子町岩見構585-1	
連絡先	電話番号	079-277-2252
	FAX番号	079-277-1571
	ホームページアドレス	なし
代表者	氏名	黒田秀規
	職名	代表取締役
設立年月日	平成14年 9月24日	

2. 有料老人ホーム事業の概要  
 (住まいの概要)

名称	(ふりがな) かいごつきゆうりょうろうじんほーむあむーるしんぐう 介護付有料老人ホームアムール新宮	
所在地	〒679-4313 兵庫県たつの市新宮町新宮555	
主な利用交通手段	最寄駅	JR姫新線 播磨新宮
	交通手段と所要時間	①電車利用の場合 ・JR姫路駅から姫新線に乗車して30分の「播磨新宮駅」から徒歩7分 ②車利用の場合 ・国道2号線姫路龍野バイパスの福田ランプから国道179号線を北上後「船渡」交差点より約2.0kmの「新宮三差路」交差点を直進して約400mの「播磨新宮郵便局」手前を左折した目の前の施設
連絡先	電話番号	0791-75-5558
	FAX番号	0791-75-5557
	ホームページアドレス	http://www.a-shingu.com
管理者	氏名	瀧本真澄
	職名	施設長
建物の竣工日	平成18年10月15日	
有料老人ホーム事業の開始日	平成19年 2月 1日	

(類型)

① 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
2 介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
3 住宅型		
4 健康型		
1 又は 2 に該当する場合	介護保険事業者番号	特定施設入居者生活介護事業所 兵庫県 2873600619 号 介護予防特定施設入居者生活介護事業所 兵庫県 2873600619 号
	指定した自治体名	兵庫県
	事業所の指定日	平成 19 年 2 月 1 日
	指定の更新日 (直近)	平成 31 年 2 月 1 日

3. 建物概要

土地	敷地面積	3,720.1 m <sup>2</sup>			
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地			
		② 事業主が賃貸する土地			
		抵当権の有無	① あり 2 なし		
		契約期間	① あり (平成 15 年 6 月 20 日～平成 49 年 6 月 19 日) 2 なし		
契約の自動更新	1 あり ② なし				
建物	延床面積	全体	4,931.93 m <sup>2</sup>		
		うち 老人ホーム	4,931.93 m <sup>2</sup>		
	耐火構造	① 耐火構造物			
		2 準耐火構造物			
		3 その他 ( )			
	構造	① 鉄筋コンクリート造			
		2 鉄骨造			
		3 木造			
		4 その他 ( )			
	所有関係	① 事業者自らが所有する建物			
2 事業者が賃貸する建物					
抵当権の有無		1 あり 2 なし			
契約関係		1 あり ( 年 月 日～ 年 月 日) 2 なし			
契約の自動更新		1 あり 2 なし			
居室の状況	居室区分	① 全室個室 (夫婦居室を含む)			
		2 相部屋あり			
		最小	人部屋		
		最大	人部屋		
	トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※

	介護居室タイプ	有/無	有/無	最小 24.05 m <sup>2</sup> (1室)～最大 30.26 m <sup>2</sup> (1室)、最多 28.61 m <sup>2</sup> (20室)	30室	介護居室個室
				28.61 m <sup>2</sup>	1室	一時介護室
	Aタイプ	有/無	有/無	28.50 m <sup>2</sup>	27室	一般居室個室
	Bタイプ	有/無	有/無	28.54 m <sup>2</sup>	2室	一般居室個室
	Cタイプ	有/無	有/無	39.10 m <sup>2</sup>	1室	一般居室個室
	Dタイプ	有/無	有/無	56.00 m <sup>2</sup>	4室	一般居室個室
	Eタイプ	有/無	有/無	61.02 m <sup>2</sup>	1室	一般居室個室
	Fタイプ	有/無	有/無	59.21 m <sup>2</sup>	1室	一般居室個室
	Gタイプ	有/無	有/無	56.14 m <sup>2</sup>	1室	一般居室個室
	Hタイプ	有/無	有/無	66.05 m <sup>2</sup>	1室	一般居室個室
	Iタイプ	有/無	有/無	50.34 m <sup>2</sup>	1室	一般居室個室
Jタイプ	有/無	有/無	47.42 m <sup>2</sup>	1室	一般居室個室	

※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。なお、Dタイプ～Jタイプの居室（10室）は、「夫婦居室」に対応しています。

共用施設	共用便所における便房	9ヶ所	うち男女別の対応可能な便房	4ヶ所
			うち車椅子等の対応が可能な便房	5ヶ所
	共用浴室	1ヶ所	個室	0ヶ所
			大浴場	1ヶ所
	共用浴室における介護浴室	1ヶ所	チェアー浴	1ヶ所
			リフト浴	0ヶ所
			ストレッチャー浴	1ヶ所
			その他（介助浴槽/個浴）	1ヶ所
	食堂	① あり 2 なし		
	入居者や家族が利用できる調理施設	① あり (3ヶ所) 2 なし		
エレベーター	1 あり (車椅子対応) ② あり (ストレッチャー対応) (2機) 3 あり (上記1・2に該当しない) 4 なし			
消防用設備等	消火器	① あり 2 なし		
	自動火災報知機	① あり 2 なし		
	火災報知設備	① あり 2 なし		
	スプリンクラー	① あり 2 なし		
	防火管理者	① あり 2 なし		
	防災計画	① あり 2 なし		
その他	【共用施設】各階共通：ケアステーション、洗濯室（洗濯機設置）、汚物処理室 1階部分：風除室、エントランスホール、メールルーム（全室分）、メインダイニングルーム（52席）、大浴室、便所（男女別トイレ、身障者用トイレ）、理美容室、健康管			

<p>理室、家族面談室、機能回復訓練室、娯楽室（カラオケ室兼映画室）、談話室（応接室）、会議室（サークル教室兼用）、事務室、宿直室、厨房（材料加工室、調理室、洗浄室、検品室、食品庫）、厨房事務室、更衣室</p> <p><b>2階部分</b>：多目的ルーム（レクリエーション及び機能回復訓練室兼用）、第1～3 共同生活室（各10席）、身障者用トイレ・洗面設備、一時介護室</p> <p><b>3階部分</b>：ラウンジ、談話コーナー、ゲストルーム（有料）</p> <p><b>その他</b>：テラス、駐車場（有料）</p> <p>【設備状況】エレベーター2機（ストレッチャーに対応）、オゾン発生装置による脱臭・除菌設備（共用の廊下・トイレ及び各居室のトイレに配管）、テレビ共同アンテナ、自動販売機、オール電化仕様</p> <p>※ 建物内禁煙</p>
--

#### 4 サービスの内容

運営に関する方針	<p>『安心・安全・快適な生活』を送っていただくことに努めてまいります。そのために、プライバシーを確保する全室個室や階別に入居者の状態に合った生活ゾーンを構成しています。例えば、1階は胃ろう造設の方・痰の吸引の多い方・在宅酸素や点滴の医療的な処置の多い方等、2階は介護を多く必要とされる方や認知症の方で不穏な方・目が離せない方、3階は自立の方・軽度の支援の必要な方やご夫婦でご入居したい方という具合です。</p>
サービスの提供内容に関する特色	<p>24時間看護職員が常駐して、嘱託医と24時間連携できる体制を構築しています。ですから、ターミナルケアや看取り対応も可能になり、終身入居が可能になります。</p> <p>理学療法士も勤務して、希望者を中心にリハビリマシーンを使った機能維持訓練や必要に応じて個別リハビリも実施しています。</p> <p>食事は直営の調理と栄養管理ですから、新鮮な食材を使い、糖尿病食・腎臓病食等の治療食にも対応して、食事量の低下時の代替え食の提供も素早く実施しています。また、パン食やごはん食の選択や食器もできる限り陶器を使って、ご自宅で食事される雰囲気づくりに心がけています。</p> <p>日常生活を支援するために、手芸教室・書道教室・カラオケ教室（毎週）の開催、買い物ツアー（要介護者は毎週、自立者は隔週）、自立者の外食ツアー（毎月）、月に1～2回の理美容サービス（有料）も行っています。</p>
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	① 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の提供	① 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容)

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算	1 あり ② なし	
	夜間看護体制加算	① あり 2 なし	
	医療機関連携加算	① あり 2 なし	
	看取り介護加算	① あり 2 なし	
	認知症専門ケア加算	(I)	1 あり ② なし
		(II)	1 あり ② なし
	サービス提供体制強化加算	(I) イ	1 あり ② なし
		(I) ロ	① あり 2 なし
(II)		1 あり ② なし	
	(III)	1 あり ② なし	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	① あり	(介護・看護職員の配置率) 2.5 : 1	
	2 なし		

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		① 救急車の手配 ② 入退院の付き添い ③ 通院介助 ④ その他 ( 必要に応じた病状説明の立ち合い、一時的な医療費の立替え )	
協力医療機関	1	名称	八重垣病院 (ホームから 2.0km)
		住所	兵庫県たつの市新宮町井野原 5 3 1 番地 1
		診療科目	外科、内科、消化器外科、皮膚科、眼科、整形外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
		協力内容	救急病院として緊急時の対応に協力する。ただし、医療費その他直接かかる費用は入居者が負担する。
	2	名称	うえだハートクリニック (ホームから 10.5km)
		住所	兵庫県たつの市揖保川町新在家 1 5 - 1 2 1
		診療科目	内科、循環器内科、在宅療養支援診療所
		協力内容	嘱託医として、健康管理室にて月 1 回入居者の健康相談を実施する。ただし、訪問診療に伴う医療費等は入居者が負担する。
	3	名称	かんだ内科クリニック (ホームから 1.5km)
		住所	兵庫県たつの市新宮町吉島 6 1 9 - 6
		診療科目	内科、循環器内科、呼吸器内科
		協力内容	嘱託医として、健康管理室にて月 2 回入居者の健康相談を実施する。ただし、訪問診療に伴う医療費等は入居者が負担する。
協力歯科医療機関	名称		
	住所		
	協力内容		

(入居後に居室を住み替える場合)

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	① 一時介護室へ移る場合 ② 介護居室へ移る場合 ③ その他（1階一般居室へ移る場合）	
判断基準の内容	・ホームが指定する医師（嘱託医またはかかりつけ医等）の意見を聴く ・入居者の意思を確認する ・身元引受人の意見を聴く	
手続きの内容	・緊急やむを得ない場合を除いて、一定の経過観察期間を置く ・住み替え後の居室及び権利の変動、居室の専用面積の変更に伴う費用負担の増減又は費用調整の有無、提供する介護サービス等の変更内容等について、入居者および身元引受人に説明する ・入居者または身元引受人の同意を得る	
追加的費用の有無	1 あり ② なし	
居室利用権の取り扱い	① あり 2 なし	
前払金償却の調整の有無	1 あり ② なし	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	① あり 2 なし
	便所の変更	1 あり ② なし
	浴室の変更	① あり 2 なし
	洗面所の変更	1 あり ② なし
	台所の変更	① あり 2 なし
	その他の変更	① あり
	2 なし	

(入居に関する要件)

入居対象者となる者	自立している者	① あり 2 なし
	要支援の者	① あり 2 なし
	要介護の者	① あり 2 なし
留意事項	当ホームに入居できる要件は、次のとおりです。 ①概ね65歳以上の方で、健康な方及び支援又は介護の必要な方 ②健康保険及び介護保険に加入の方 ③管理費、食費、その他入居者が支払うべき費用を支払える方 ④当ホームの運営主旨をご理解いただき、他の入居者と協調した生活ができる方 ⑤社会生活上又は共同生活上問題行動及び支障のない方 ⑥当ホームで対応困難な医療行為又は精神疾患のない方 ⑦反社会的勢力の関係者でない方または関係することのない方 ⑧前各号の要件を満たす入居者であることを保証できる身元引受人を立てられる方（但し、ホームが指定する身元引受人を除く）	
契約の解除の内容	<b>(1)入居者からの契約解除</b> 入居者からの解約の要件は、次のとおりとする。 ①入居者は事業者に対して、別に定める解約届を退去する日の30	

	<p>日前までに提出することにより、入居に関して解約することができる。但し、逝去のときは30日以内に居室を明け渡すものとし、明け渡した日をもって解約したものとす。</p> <p>②入居者の居室は、前項の解約日までに事業者に明け渡すものとする。なお、明け渡しの期日を過ぎた場合はその期日より60日を過ぎた時点で居室内に残された所有物等の所有権は放棄したものとみなし、事業者において入居者の負担で適宜処分できる。</p> <p>③入居者が前項の解約届を提出せずに退去したときは、事業者が退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、入居に関する契約を解除したものとみなす。</p> <p><b>(2)事業者からの契約解除</b></p> <p>事業者は、入居者が次のいずれかに該当し、そのことによって入居契約を将来に亘って維持することが困難と判断される場合は、入居に関する契約を解除できる。</p> <p>①入居時の申告に虚偽等の不正な手段により入居した場合</p> <p>②月額利用料その他の支払いを、正当な理由なく、しばしば遅滞した場合</p> <p>③入居者、身元引受人、家族又は面会者等が暴力団員又は暴力団関係者である場合</p> <p>④入居に関する契約書及び契約書類（管理規程等を含む）に記載されている禁止事項又は制限事項に違反し、当ホームからの通告後、一定期間を経ても尚、改善がみられない場合</p> <p>⑤入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができない場合</p> <p><b>(3)事業者が行う契約解除の手続き</b></p> <p>事業者は、前項の規定に基づく契約の解除を次の手続きによって行う。</p> <p>①契約解除の通告は、前項第3号を除き、90日の予告期間をおく</p> <p>②前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を与える</p> <p>③前1号の予告期間中に、入居者の移転先の有無を確認し、移転先がない場合には、入居者や身元引受人等その他関係者及び関係機関と協議して、移転先の確保について協力する</p> <p>④前項第3号に該当する場合は、事業者は直ちに一方的に契約を解除できる</p> <p>⑤前項第5号に該当する場合は、医師の意見を聴く及び一定の観察期間をおく等する</p>	
事業主体から解約を求める場合	解除要項	<p>①入居申し込み時に虚偽の書類を提出する等不正手段により入居したとき</p> <p>②月払い利用料その他の支払いを正当な理由な</p>

		く、しばしば遅滞したとき ③入居契約書第3条第4項に違反したとき ④入居契約書第20条に違反したとき ⑤入居者の行為又は行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又はその危害が切迫する恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないと判断したとき
	解除予告期間	90日前
入居者からの解除予告期間	30日前までに「管理規程」に定める書面により提出する。ただし、逝去のときは、書面の提出を省略できる。	
体験入居の内容	① あり（内容：原則として1～3泊程度とし、1泊2食付6,600円/人） ② なし	
入居定員	80人（うち要介護者・要支援者の定員56人）	
その他	ゲストルームの利用料金及び利用方法は、「管理規程」に記載。	

5. 職員体制  
(職種別の職員数)

	職員数（実人数）			常勤換算人数※
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1人	1人	0人	1.0人
生活相談員	1人	1人	0人	1.0人
直接処遇職員	28人	16人	12人	22.9人
介護職員	22人	13人	9人	19.1人 (内、自立者対応 0.6人を含む)
看護職員	6人	3人	3人	3.8人 (内、自立者対応 0.3人を含む)
機能訓練指導員	1人	0人	1人	0.3人
計画作成担当者	1人	1人	0人	1.0人
栄養士	2人	0人	2人	1.0人
調理員	7人	4人	3人	4.9人
事務員	3人	3人	0人	3.0人
その他職員	6人	0人	6人	3.4人
1週間のうち、常勤の従業員が勤務すべき時間数				40時間
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の人数を常勤の従業員の数に換算した人数をいう。				

(資格を有している介護職員の人数)



	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	1人	1人	0人
介護福祉士	12人	6人	6人
実務者研修の修了者	1人	1人	0人
初任者研修の修了者(内、( ) 内は訪問介護員2級取得者)	8人 (6人)	5人 (4人)	3人 (2人)
介護支援専門員	0人	0人	0人

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1人	0人	1人
理学療法士	0人	0人	0人
作業療法士	0人	0人	0人
言語療法士	0人	0人	0人
柔道整復師	0人	0人	0人
あん摩マッサージ指圧師	0人	0人	0人

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (19時～翌7時)		
	平均人数	最少人数 (休憩時間等を除く)
看護職員	1人	0人
介護職員	2人	1人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合	契約上の職員配置比率※	a 1.5 : 1以上 b 2.0 : 1以上 c 2.5 : 1以上 d 3.0 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点で利用者数:常勤換算職員数)	2.3 : 1

※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択

外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の業務との兼務	① あり 2 なし	
	業務にかかる資格等	① あり	介護福祉士、介護支援専門員及び主任介護支援専門員
		資格等の名称	
	2 なし		
区分	看護職員	介護職員	生活相談員

	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	1	3	3	3	0	0
前年度1年間の退職者数	3	3	3	3	0	0
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数				1		
1年以上3年未満の人数			4	1		
3年以上5年未満の人数			1	1		
5年以上10年未満の人数			3	4		
10年以上の者の人数	3	3	5	2	1	
区分	機能訓練指導員			計画作成担当者		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	0	0	0	0	1	1
前年度1年間の退職者数	0	1	1	1	1	1
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数						
1年以上3年未満の人数				1		
3年以上5年未満の人数						
5年以上10年未満の人数						
10年以上の者の人数			1			
従業者健康診断の実施状況		① あり 2 なし				

#### 6. 利用料金

居住の権利形態	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式	① 全額前払い方式	
	② 一部前払い・一部月払い方式	
	③ 月払い方式	
	4 選択方式 ※該当する方式を 全て選択	① 全額前払い方式 ② 一部前払い・一部月払い方式 ③ 月払い方式
年齢による金額設定	① あり 2 なし	
要介護度に応じた金額設定	① あり 2 なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取り扱い	1 減額なし 2 日割り計算で減額 ③ 入院により不在期間が30日以上になる場合は、管理費は半額を減額し、食費は全額減額する。但し、入院以外の理由による場合は、管理費は減額なしとし、食費の半額の人件費以外の食費の半額の材料・光熱費分を減額する。	
利用料金の改定	条件	月額利用料の改定については、急激な物価又は公共料金等の変動、定期的に（2年に1回）調査する消費者物価指数の変動、消費税法及び介護保険法等法律の変更、提供サービスの形態に変更があった

	場合等とする。
手続き	運営懇談会の意見を聴いたうえで改定する。

(利用料金プラン (代表的なプラン※1))

【一人入居のプラン】		プラン1 ※1	プラン2 ※1	プラン3 ※1
入居者の状況	要介護度	自立	要支援2	要介護3
	年齢	80～85歳	85～89歳	85～89歳
居室の状況	床面積	28.50㎡	28.50㎡	28.61㎡
	便所	①あり 2なし	①あり 2なし	①あり 2なし
	浴室	①あり 2なし	①あり 2なし	1あり ②なし
	台所	①あり 2なし	①あり 2なし	1あり ②なし
入居時点で必要な費用	前払金	15,888,500円	9,271,200円	1,584,000円
		内、家賃の前払い金12,090,000円、生活支援費3,795,000円	内、家賃の前払い金7,410,000円、介護一時金1,861,200円	内、家賃の前払い金0円、介護一時金1,584,000円
	敷金	0円	0円	241,800円 (保証金:3ヶ月分)
月額費用の合計		158,450円+実費	169,106円+実費	261,887円+実費
家賃		0円	0円	80,600円
サービス費用 ※3	特定施設入居者生活介護の費用※2	0円 (1割負担のとき)	10,656円 (1割負担のとき)	22,831円 (1割負担のとき)
	介護食費	58,350円	58,350円	58,350円
	管理費	100,100円	100,100円	100,100円
	介護費用	0円	0円	0円
	光熱水費	実費	実費	0円
	その他	実費	実費	実費
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気代の1階及び3階の居室は、各自関西電力と個別契約していただきます。</li> <li>・上下水道代は、管理費に含んでいます。</li> <li>・NTT又は携帯電話等は、各自各社と個別契約していただきます。</li> <li>・入居者が設置したテレビに係るNHK放送受信料は、ホームが立替払いして、月額840円/台を徴収します。但し、NHK以外の衛星放送等の有料放送を利用される場合は各自で契約等の手続きをしていただきます。</li> </ul>			
【二人入居のプラン】		プラン4 ※4	プラン5 ※4	プラン6 ※5
入居者の状況	要介護度	自立と自立	要支援1と要介護3	要介護1と要介護4
	年齢	75～79歳と 80～85歳	80～84歳と 85～89歳	85～89歳と 90歳以上
居室の状況	床面積	59.21㎡	59.21㎡	28.61㎡×2室
	便所	①あり 2なし	①あり 2なし	①あり 2なし
	浴室	①あり 2なし	①あり 2なし	1あり ②なし
	台所	①あり 2なし	①あり 2なし	1あり ②なし

入居時点で必要な費用	前払金	35,821,000 円	21,995,600 円	8,651,200 円
		内、家賃の前払い金 28,990,000 円、生活支援費 6,831,000 円	内、家賃の前払い金 17,930,000 円、介護一時金 4,065,600 円	内、家賃の前払い金 5,800,000 円、介護一時金 2,851,200 円
	敷金	0 円	0 円	241,800 円 (保証金:3ヶ月分)
月額費用の合計		219,240 円+実費	240,842 円+実費	345,643 円+実費
	家賃	0 円	0 円	80,600 円
サービス費用 ※3	特定施設入居者生活介護の費用※2	0 円 (1割負担のとき)	29,252 円 (1割負担のとき)	43,333 円 (1割負担のとき)
	介護食費	87,510 円	87,510 円	87,510 円
	介護管理費	134,200 円	134,200 円	134,200 円
	介護保険	0 円	0 円	0 円
	光熱水費	実費	実費	0 円
	その他	実費	実費	実費
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気代の1階及び3階の居室は、各自関西電力と個別契約していただきます。</li> <li>・上下水道代は、管理費に含んでいます。</li> <li>・NTT又は携帯電話等は、各自各社と個別契約していただきます。</li> <li>・入居者が設置したテレビに係るNHK放送受信料は、ホームが立替払いして、月額840円/台を徴収します。但し、NHK以外の衛星放送等の有料放送を利用されるときは各自で契約等の手続きをしていただきます。</li> </ul>			
<p>※1 代表的なプランは、最多価格帯及び入居者の平均年齢による</p> <p>※2 介護予防・地域密着型の場合を含む</p> <p>※3 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。）</p> <p>※4 プラン4及びプラン5は、3階の夫婦居室（二人用）Fタイプの「全額前払い方式」を想定</p> <p>※5 プラン6は、2階の介護居室（一人用）の2室の「全額前払い方式」と「月払い方式」を想定 (利用料金の算定根拠)</p>				

費目	算定根拠
家賃	家賃は、部屋の広さ・設備・日当たり・位置等を勘案し、共用部分の定員一人当たりの家賃を加えて計算したものです。(非課税)
敷金	「月払い方式」の家賃の保証金として、3ヶ月分を納めます。
介護費用	<p><b>(1)介護一時金</b></p> <p>要支援者及び要介護者から徴収し、長期推計に基づき、要介護者2.5人に対して週40時間換算で介護・看護職員を1人以上配置するための費用として、介護保険給付及び利用者負担で賄えない額に充当するものとして具理的な算定根拠に基づいて計算しています。(原則入居時前払い、課税)</p> <p>1年当たりの</p> <p><b>介護一時金=人件費月額×(1/2.5 - 1/3.0)人×12ヶ月×1.10</b></p> <p>尚、成年後見人がおられる方、90歳以上の要介護3以上の方及び特定疾患(難病)が進行している方並びに末期がん等これに類すると認め</p>

	<p>られる方は、月払い（月額 22,000 円）を選択できます。</p> <p>※介護保険サービスの自己負担額は含みません。</p> <p><b>(2)生活支援費</b></p> <p>自立者から徴収し、長期推計に基づき、自立者 1 2 名に対して介護・看護職員を 1 名配置し、自立者の一時的介護・看護等を行うため、ホーム独自の生活支援サービスに充当する費用です。（入居時前払い、課税）</p> <p>1 年当たりの</p> <p><b>生活支援費＝人件費月額÷自立者人数×12 か月×1.10</b></p> <p>尚、生活支援費には、要支援及び要介護状態になった場合の介護一時金を含みます。</p>
管理費	<p>各居室の水道代、共用部分の水道光熱費、各居室や共用部分の維持管理費、事務管理部門の事務経費および人件費等を毎月徴収します。（課税）</p>
食費	<p>食費は、人件費（栄養士・調理師等）、水道光熱費（水道代・電気代）、材料費、及び諸経費等を毎月の喫食数に応じて徴収します。また、1 ヶ月当たりの標準的な食費は、（朝食 227 円＋昼食 373 円＋夕食 373 円）×30 日＋29,160 円＝58,350 円（消費税 8%を含む）になります。但し、厨房の人員を確保する目的から、人件費分（食費の 50%相当額）は召し上がった分と関係なく基本料金として 29,160 円を徴収しますので、喫食数に上記各朝昼夕の喫食単価を乗じて食費を計算します。尚、欠食する場合は、2 日以上前に申し出ない場合、喫食したのものとして計算します。（朝食・昼食・夕食は軽減税率 8%が適用されます。）</p>
光熱水費等	<p>水道費は管理費に含んでいます。1 階及び 3 階の居室の電気代は、入居者各自で関西電力と個別に契約していただきます。（オール電化仕様）</p> <p>※入居者が設置したテレビに係る NHK 放送受信料は、ホームが立替払いして、月額 840 円／台を徴収します。但し、NHK 以外の衛星放送等の有料放送を利用される時は各自で契約等の手続きをしていただきます。（課税）</p>
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	<p>別添 2</p>
その他のサービス利用料	<p>当ホームが想定するサービス以上の個別的介護サービス他サービスを希望される場合は、以下の利用料がかかります。この価格の設定は、人件費等を勘案して算定しています。</p> <p><b>(1)要介護者等に対する週 4 回以上の入浴</b></p> <p>①清拭…1 回 550 円</p> <p>②一般浴の介助…1 回 1,100 円</p> <p>③特浴の介助…1 回 1,100 円</p> <p>※入居者の自己都合や体調不良等により週 3 回に満たない場合、その不足分は前週や翌週に振り替え又は持ち越しできません。</p> <p><b>(2)定期以外の居室清掃及びシーツ交換</b></p> <p>①居室清掃…1 回 15 分程度が 1,100 円</p> <p>②シーツ交換…1 回 1,100 円</p> <p>※シーツは、当ホームが貸与し定期的に交換するものをいいます。</p>

	<p><b>(3)定期以外の洗濯又は自立者の洗濯</b></p> <p>①洗濯槽の容量まで…1回 1,100円</p> <p>②外部クリーニング店利用…実費</p> <p>※絹・毛・麻等は洗濯不可、外部クリーニング店（有料）を利用していただきます。</p> <p><b>(4)付添等</b></p> <p>①付添費…30分（1単位）1,100円</p> <p>②付添い交通費…公共交通料金、タクシー代（介護タクシーを含む）、駐車場代、通行料等の実費</p> <p>※上記の付添い等は、近隣の協力医療機関等以外への通院、入退院、訪問及び近隣以外の自宅・買物等の付添等をいいます。また、近隣とは5km圏程度をいい、定期的な買い物代行や買い物ツアーの付添い・送迎等は無料です。</p> <p><b>(5)居室への配下膳</b></p> <p>①入居者の都合の場合…1回 550円（最大1日 1,100円）</p> <p>※当ホームが体調不良と判断する場合の居室への配下膳は無料です。</p> <p><b>(6)その他</b></p> <p>①献立及び代替食以外のものを希望されるときは、実費をご負担いただきます。</p> <p>②経管栄養・ストマ・痰の吸引等に使用する消耗品費及び入居者専用の機器類の購入費は、実費をご負担いただきます。</p> <p>③常時専用される車椅子・歩行器・ポータブルトイレ等の購入は、1割程度の事務手数料を含む実費をご負担いただきます。</p> <p>④常時専用して使用される自助具・吸い口・エプロン等の購入は、1割程度の事務手数料を含む実費をご負担いただきます。</p> <p>⑤駐車場…月額 3,000円/台</p>
--	---

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

費目	算定根拠	
特定施設入居者生活介護に対する自己負担額	1ヶ月30日のときの介護保険自己負担額が1割負担の場合は、以下のとおりです。2割負担の場合は、その倍額です。（令和1年10月1日現在）	
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>【要支援者】</b>            ・要支援1…6,421円            ・要支援2…10,656円         </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <b>【要介護者】</b>            ・要介護1…18,401円            ・要介護2…20,568円            ・要介護3…22,831円            ・要介護4…24,932円            ・要介護5…27,197円         </td> </tr> </table> <p>※3割負担の場合は、その3倍です。</p>	<b>【要支援者】</b> ・要支援1…6,421円 ・要支援2…10,656円
<b>【要支援者】</b> ・要支援1…6,421円 ・要支援2…10,656円	<b>【要介護者】</b> ・要介護1…18,401円 ・要介護2…20,568円 ・要介護3…22,831円 ・要介護4…24,932円 ・要介護5…27,197円	
特定施設入居者生活介護における人配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	<p><b>(1)介護一時金</b></p> <p>要支援者及び要介護者から徴収し、長期推計に基づき、要介護者2.5人に対して週40時間換算で介護・看護職員を1人以上配置するための費用として、介護保険給付及び利用者負担で賄えない</p>	

	額に充当するのとして具理的な算定根拠に基づいて計算しています。(入居時前払い) また、90歳以上の要介護3以上の方及び特定疾患(難病)が進行している方並びに末期がん等これに類すると認められる方は、月払い(月額22,000円)を選択できます。 ※介護保険サービスの自己負担額は含みません。
※介護予防・地域密着型の場合を含む。 (前払金の受領)	同上

項目	算定根拠
想定居住年数(償却年月数)	厚生労働省の長期推計に基づく簡易生命表および公益社団法人全国有料老人ホームのシュミレーションのプログラムを使って計算し、5歳ごとに平均化した想定居住期間をいう。 <b>【自立者】</b> ・65歳以上70歳未満…19年(228ヶ月) ・70歳以上75歳未満…16年(192ヶ月) ・75歳以上80歳未満…13年(156ヶ月) ・80歳以上85歳未満…10年(120ヶ月) ・85歳以上90歳未満…7年(84ヶ月) ・90歳以上…5年(60ヶ月) <b>【要支援者】</b> ・65歳以上70歳未満…14年(168ヶ月) ・70歳以上75歳未満…12年(144ヶ月) ・75歳以上80歳未満…10年(120ヶ月) ・80歳以上85歳未満…8年(96ヶ月) ・85歳以上90歳未満…6年(72ヶ月) ・90歳以上…4.5年(54ヶ月) <b>【要介護者】</b> ・65歳以上70歳未満…9年(108ヶ月) ・70歳以上75歳未満…8年(96ヶ月) ・75歳以上80歳未満…7年(84ヶ月) ・80歳以上85歳未満…6年(72ヶ月) ・85歳以上90歳未満…5年(60ヶ月) ・90歳以上…4年(48ヶ月) 但し、要支援又は要介護の方が、介護認定の更新手続きの結果、非該当(自立)となった場合、その変更日(要介護認定の満了の翌日)に遡って、月払いを除く償却期間に応じた前払い金(家賃の前払い金、生活支援費、及び介護一時金)の差額を徴収します。
償却の開始日	入居日の翌日

想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		厚生労働省の長期推計に基づく簡易生命表および公益社団法人全国有料老人ホームのシュミレーションのプログラムを使って計算し、5歳ごとに平均化した想定居住期間を超えて入居契約が継続する期間をいい、初期償却率に対応する。
初期償却率		【自立者】15% 【要支援者】17.5% 【要介護者】20%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	入居日の翌日から3月以内の契約解除の場合又は死亡による契約終了の場合は、受領済みの前払い金を全額返還する。但し、利用期間に係る利用料を下記算定方法に基づき差し引いて返還します。 <b>返還金=(前払い金)-{(前払い金)×(1-初期償却率)÷(償却期間月数×30)}×(入居経過日数)</b> 尚、想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する費用（初期償却額）は、上記計算式のとおり全額返還します。 ※月額利用料については日割計算で受領します。
	入居後3月を越えた契約終了	入居日の翌日から3月を越えて契約を解除する場合又は死亡による契約終了の場合、受領済みの前払い金は、利用期間に係る利用料を下記算定方法に基づき計算した額を差し引いて返還します。 <b>返還金=(前払い金)×(1-初期償却率)×(償却期間日数-入居経過日数)÷償却期間日数</b> 尚、想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する費用（初期償却額）は、上記計算式のとおり全額返還しません。
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	④ 公益社団法人全国有料老人ホーム協会	
	5 その他（名称： - ）	

7. 入居者の状況（記入日現在）

（入居者の人数）

性別	男性	17人
	女性	35人
年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	4人
	75歳以上85歳未満	9人



	85歳以上	39人
要介護度別	自立	5人
	要支援1	1人
	要支援2	3人
	要介護1	8人
	要介護2	4人
	要介護3	10人
	要介護4	8人
	要介護5	13人
入居期間別	6ヵ月未満	4人
	6ヵ月以上1年未満	4人
	1年以上5年未満	20人
	5年以上10年未満	14人
	10年以上15年未満	10人
	15年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	87歳
入居者数の合計	52人
入居率※	65%

※入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	1人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	1人
	死亡者	10人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	1人
		(解約事由の例) ① 自宅での生活を希望されたため

## 8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対する窓口等の状況)

窓口の名称		当ホームの苦情受付窓口(生活相談員)	公益社団法人全国有料老人ホーム協会
電話番号		0791 - 75 - 5558	03 - 3548 - 1077
対応している時間	平日	8:30~17:30	10:00~17:00
	土曜日		
	日曜・祝日		
定休日		なし	火・木・土曜、祝日・年末年始
窓口の名称		兵庫県西播磨県民局龍野健康福	たつの市健康福祉部高齢福祉課

		社事務所監査指導課	介護保険係
電話番号		0791 - 63 - 5132	0791 - 64 - 3155
対応している時間	平日	9:00~17:30	8:30~18:00
	土曜日		
	日曜・祝日		
定休日		土曜・日曜、祝日、年末年始	土曜・日曜、祝日、年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	(その内容) 公益社団法人全国有料老人ホーム協会の「有料老人ホーム賠償責任保険制度」
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	① あり	(その内容) 当ホームの「事故対応マニュアル」に基づく
	2 なし	
事故対応及び予防のための指針	① あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価等の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	① あり	実施日	毎月意見箱を開き運営会議に報告、及び年2回の運営懇談会にて報告
		結果の開示	① あり 2 なし
2 なし			
第三者による評価の実施状況	① あり	実施日	平成30年1月24日
		評価機関名称	特定非営利活動法人京都府認知症グループホーム協議会
		結果の開示	① あり 2 なし
2 なし			

#### 9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に配布 3 公開していない
管理規程	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に配布 3 公開していない
事業収支計画書	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に配布 3 公開していない
財務諸表の要旨	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に配布 3 公開していない
財務諸表の原本	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に配布 3 公開していない

#### 10. その他

運営懇談会	① あり	(開催頻度) 年2回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行	1 あり (提携ホーム名:)	
	② なし	
記録の整備	契約終了後5年間保管する	
有料老人ホーム設置等の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	① あり	2 なし
兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針第4章「規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり	② なし
合致しない事項がある場合の内容		
第5章「既存建物等の活用の特例」への適合性	1 適合している (代替措置)	
	2 適合している (将来の改善計画)	
	3 適合していない	
兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
不適合事項のある場合の内容		

添付書類

別添1：事業主体が兵庫県内で実施する他の介護サービス一覧表

別添2：入居者の個別選択によるサービス一覧表

説明年月日 年 月 日

利用者 \_\_\_\_\_ 印

代理人 \_\_\_\_\_ 印

立会人 \_\_\_\_\_ 印

(続柄: \_\_\_\_\_)

説明者署名 \_\_\_\_\_

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。